

65歳以上の方対象

申請受付まもなく終了

後付けの安全運転支援装置設置費の補助制度

高齢ドライバーのペダル踏み間違いによる交通事故防止や事故時の被害を軽減するため、現在所有している自家用車に、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置等（安全運転支援装置）を設置する費用の一部を補助します。

※ 1人につき1台、1回限りです。

※ この補助金は今年度限りです。



補助金の申請から受け取りまでの流れ

① 後付け装置を取付ける店舗等（後付け装置取扱事業者）と相談

- 自家用車に取り付けできるかの確認
- 見積書をもらう



② 補助金の交付申請手続き（町民安全課窓口）

提出書類（認印をお持ちください）

- 交付申請書（町指定の様式）（原本）
- 自動車車検証の写し
- 運転免許証の写し ● 見積書の写し
- 設置予定の安全運転支援装置のパフレット等の写し



③ 補助金の交付決定通知が届いてから、安全運転支援装置を購入・設置



④ 装置の設置後 30 日以内に、設置完了の報告手続き（町民安全課窓口）

提出書類（認印をお持ちください）

- 実績報告書（町指定の様式）（原本）
 - 安全運転支援装置販売・設置証明書（原本）
 - 領収書の写し（内訳明細の記載があるもの）
- ※ 最終提出日は令和3年2月26日



⑤ 補助金の金額確定通知が届いたら、請求書（町指定の様式）を役場町民安全課窓口へ提出



⑥ 補助金の受け取り

（請求書提出から1か月以内に振込みします）

申請者、運転免許証、車検証、補助金受け取り口座の名義は、全て補助対象者本人となります。



交付申請書等の指定様式は、役場町民安全課窓口での配布もしくは町ホームページからダウンロードできます。

問合せ先 町民安全課 ☎ 95-1966

補助対象の方（次の要件をすべて満たす方）

- ▷ 令和2年度中に満65歳以上となる方
- ▷ 大口町内に住所を有し住民登録されている方
- ▷ 有効期限内の運転免許証を保有している方
- ▷ 自動車税および町税を滞納していない方

対象の自家用車（次の要件をすべて満たす車）

- ▷ 補助対象者の運転免許証の氏名欄と自動車検査証の「使用者の氏名または名称」欄に記載されている氏名が同一の自動車
- ▷ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄が「自家用」となっている個人使用の自家用車

補助対象期間

令和3年2月26日(金)までに実績報告書の提出がなされたものまで（装置の設置は、令和2年4月1日以降のものに限ります）

補助金額

後付け安全運転支援装置を購入・設置するために補助対象者が支払った費用に5分の4を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）

上限額

- ▷ 障害物検知機能付きの装置 3万2,000円
- ▷ 障害物検知機能なしの装置 1万6,000円

補助対象となる後付け安全運転支援装置

一般社団法人次世代自動車振興センターの性能認定を受けた後付け安全運転支援装置で、同センターの認定を受けた「後付け装置を取付ける店舗等（後付け装置取扱事業者）」が販売設置する装置

※ 後付け装置を取付ける店舗等は町ホームページをご覧ください。